

特定非営利活動法人広域ジュニアバドミントンチーム
Team Power Hitters Max
(チーム パワーヒッターズ マックス)
保護者会会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本チームは、特定非営利活動法人広域ジュニアバドミントンチームTeam Power Hitters Maxと称する。

第2条 本チームは、活動の援助と円滑な運営のために、保護者会を置く。
(以下、保護者会と略称)

(事務局)

第3条 本保護者会は、会務処理のために事務局を保護者会会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本保護者会は、本チームの目的に賛同した人達と協力しながら、埼玉県北部地域を中心とした(小学生・中学生・高校生を主とする)バドミントン競技愛好者の活動を援助、協力することを目的とする。

(事業)

第5条 本保護者会は、本チームの目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日常練習の援助
2. 各種大会、練習会、遠征合宿の援助
3. 大会、練習会の開催の援助

第3章 組織

(組織)

第6条 本保護者会は、本チームの目的に賛同して入会した個人の保護者及びこの目的に賛同して入会した個人で構成する。

(入会)

第7条 本チームに入会を希望した個人及び賛同の意思を持つ個人が所定の手続き(「特定非営利活動法人広域ジュニアバドミントンチームTeam Power Hitters Max 入会届」に必要事項を記入の上、入会金を添える)を完了をすることにより、その保護者は本保護者会会員となる。賛助の意思を持つ個人も同様とする。

(休会及び退会)

第8条 本保護者会からの休会及び退会を希望する者は、休会及び退会の旨を申し出ることとする。

第4章 役員(保護者会及びチーム)及びその職務

(役員の種類、定款)

第9条 本保護者会に、次の役員を置く。

1. チーム代表 1名(法人代表理事)
2. チームコーチ 若干名(法人理事又は保護者会会員の推薦)
3. 会長 1名(法人副代表理事、法人理事又は保護者会会員の推薦)
4. 副会長 1名(法人副代表理事、法人理事又は保護者会会員の推薦)
5. チーム会計 2名(法人理事)
6. チーム監事 1名～3名(法人監事)

(役員の退任)

第10条 会長、副会長、チーム会計、チーム監事は、本保護者会会員の互選とし、総会において選任する。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は、以下のとおりとする。

1. チーム代表及びチームコーチは、チームの事業を実施する。
2. 会長は、保護者会を代表とし会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐して事務処理を行い、会長に事故ある時又は会長が欠けた時はその職務を代行する。
4. チーム会計は、チーム運営金の出納業務を行う。
5. チーム監事は、チーム会計の執行の監査をする。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、以下のとおりとする。

1. 役員の任期は2年とする。
2. 再任されることができる。
3. 補欠又は増員によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の地位)

第13条 役員はすべて名誉職とする。ただし、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。その実費弁償に関する規定は「チーム役員活動手当て細則」による。

第5章 総会(チーム総会を兼ねる)

(総会の開催)

第14条 本保護者会(チーム)総会は、毎年1回開催する。ただし、必要がある時は臨時に開催する。

(総会の構成)

第15条 本保護者会(チーム)総会は本保護者会役員のチーム代表、チームコーチ及び入会した個人の保護者、賛助の意思を持つ個人をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 本保護者会(チーム)総会は、以下の事項について議決する。

1. 会則の変更
2. 事業計画及び活動計画に関する事項
3. 事業報告及び活動報告に関する事項
4. 役員の退任
5. 緊急事項の審議、処理
6. その他の会務の審議、処理

(総会の招集)

第17条 本保護者会(チーム)総会は、保護者会会長とチーム代表理事の連名で招集する。

(総会の議長)

第18条 本保護者会(チーム)総会の議長は、その総会に出席した者のうちから選任する。

(総会の定足数)

第19条 本保護者会(チーム)総会は、チーム代表及びチームコーチ及び入会した個人の保護者、賛助の意思を持つ個人の総数の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(総会の議決)

第20条 本保護者会(チーム)総会の議事は、総会の出場者の2分の1をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会における書面表決等)

第21条 やむを得ない理由により総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 本保護者会(チーム)総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
 2. 正会員の現在数
 3. 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合には、その数を付記すること)
 4. 議長の選任に関する事項
 5. 審議事項
 6. 議事の経過の概要及び議決の結果
 7. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 会計

(入会金及び会費)

第23条 本保護者会の入会金及び会費は無しとする。
(チームに関しては「チーム会費細則」による)

(支出)

第24条 本保護者会の活動に関わる経費はチーム運営金より支出する。
(「チーム会費細則」「チーム役員活動手当て細則」による)

第7章 弔意及び見舞

(弔意及び見舞)

第25条 本保護者会の弔意、見舞いに関わる経費はチーム運営金より支出する。
(「チーム弔慰・見舞細則」による)

附 則

本会則は、パワーヒッターズの特定期非営利活動法人化に伴い、平成24年9月7日に制定、施行する。

第6条会計第23条、第24条の「チーム会費細則」を平成24年9月28日に変更、施行する。

第4章役員(保護者会及びチーム)及びその職務、第9条(役員の種類、定款)を平成27年4月18日に

1. チーム代表 1名(法人代表理事)
 2. チームコーチ 若干名(法人理事又は保護者会会員の推薦)
 3. 会長 1名(法人副代表理事、法人理事又は保護者会会員の推薦)
 4. 副会長 1名(法人副代表理事、法人理事又は保護者会会員の推薦)
 5. チーム会計 2名(法人理事)
 6. チーム監事 1名～3名(法人監事)
- と変更、施行する。

特定非営利活動法人広域ジュニアバドミントンチーム
Team Power Hitters Max
(チーム パワーヒッターズ マックス)
会費細則

(目的)

第1条 本細則は、会費に関して定める。

(収入)

第2条 本チームの運営金は、次のもので弁償する。

1. 入会金
2. 会費
3. ビジター費
4. 寄付金、協賛金
5. その他

＊ 本チームのビジターとは、「入会を目的とした体験参加」と定義する。

(会計年度)

第3条 本チームの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了とする。

(会費)

第4条 チームの会費は、以下のように定める。

1. 入会金 : 本チームに入会を希望する者が所定の手続きと一併に納める。(2, 000円)
2. 会費 : 2ヶ月分をまとめて納める。
: 4, 000円／月・人(4年生以上)
2, 500円／月・人(3年生以下)
6, 500円／月・2人(親＋4年生以上)
5, 000円／月・2人(親＋3年生以下)
(納金月 4月、6月、8月、10月、12月、2月)
3. ビジター費: 入会の所定の手続きをしていない者は、1人1回毎に納める。500円／1人1回(回数の制限は設けない)
(1ヶ月の合計金額の上限は設けない)
: チームの会計状況によっては5, 000円、7, 500円に戻すこともある

(休会・退会)

第5条 休会期間中は会費を納めなくてもよい。

第6条 休会期間中に練習に参加する場合は、ビジター扱いとする。

第7条 退会を希望する者には、原則として会費は返金しない。

(特別徴収)

第8条 埼玉県内外のクラブチーム、中学校、高等学校等との合同練習、練習試合、遠征合宿(宿泊)練習、各種大会、講習会、練習会への参加、旅費交通費、その他本チームの目的達成のために必要な事業に対して費用は上記会費には含まれていない。必要によりその都度別途徴収する。

附 則 本会則は、パワーヒッターズの特定非営利活動法人化に伴い、平成24年9月7日に制定、施行する。

第4条2会費を平成24年9月28日に3ヶ月→2ヶ月、(納金月 1月、4月、7月、10月)→(納金月 1月、3月、5月、7月、9月、11月)と変更、施行する。

第4条2会費を平成24年9月28日に2,000円/月→2,500円/月と変更、施行する。

第4条3ビジター費を平成24年9月28日に2～3回→4回と変更、施行する。

第10条を平成24年9月28日に追加、施行する。

第4条2会費を平成27年4月18日に2,500円/月→3,500円/月と変更、施行する。

第10条を平成27年4月18日に削除する。

第6条休会中のビジター費の上限を平成28年4月9日に合計金額は2,000円/月を上限とする→合計金額の上限は設けないと変更し、第4条3ビジター費に移行、施行する。

(会費)第4条と(金額)第8条を合わせて(会費)第4条とし、平成28年4月9日に変更、施行する。それに伴い第9条を第8条とする。

第4条3ビジター費の上限を平成28年4月9日に回数は4回を上限とする→回数制限は設けないと変更、施行する。

第4条2会費を平成28年4月9日に3,500円/月→5,000円/月と変更、施行する。(平成28年6月分からとする)

第4条2会費を平成28年4月9日に納金月1月、3月、5月、7月、9月、11月→納金月4月、6月、8月、10月、12月、2月と変更、施行する

第4条2会費を平成29年4月22日に5,000円/月→

5,000円/月・人(4年生以上) 2,500円/月・人(3年生以下)

7,500円/月・2人(親+4年生以上)

5,000円/月・2人(親+3年生以下)

と変更、施行する。(平成29年4月からとする)

第4条2会費を平成31年4月28日に5,000円/月・人(4年生以上)

→4,000円/月・人(4年生以上)

7,500円/月・2人(親+4年生以上)→

6,500円/月・人(親+4年生以上)

:チームの会計状況によっては5,000円、7,500円に戻すことも

あると変更、施行する。(令和元年6月からとする)

特定非営利活動法人広域ジュニアバドミントンチーム

Team Power Hitters Max
(チーム パワーヒッターズ マックス)
役員活動手当細則

(目的)

第1条 本細則は、役員の活動手当てに関して定める。

(適用範囲)

第2条 適用範囲を次のように定める。

本チーム単独の業務を遂行することにより発生する交通費などの諸費用。

(支給区分)

第3条 支給区分を次のように定める。

交通費 1. 公共交通機関を利用する場合は、実費を支給する。

2. 私有車を利用する場合は、対象者同士で話し合って処理する。

附 則 本会則は、パワーヒッターズの特定非営利活動法人化に伴い、平成24年
9月7日に制定、施行する。

特定非営利活動法人広域ジュニアバドミントンチーム
Team Power Hitters Max
(チーム パワーヒッターズ マックス)
弔意・見舞細則

(目的)

第1条 本細則は、弔意・見舞いに関して定める。

(適用範囲)

第2条 適用範囲を次のように定める。

本チーム会員及びその保護者(二親等以内)に対する弔意の意を表する。

(内容及び金額)

第3条 内容は香典とし、金額は10,000円とする。

(その他)

第4条 その他の弔意については、本チーム役員による別途審議とし、総会に報告